

京都市情報公開審査会答申第94号の概要

答申年月日	平成21年7月7日
請求内容	京都市固定資産評価要綱・要領
所管課	行財政局税務部資産税課
所管課の決定	公文書公開請求却下処分
所管課の主張	<p>1 「京都市固定資産評価要綱」及び「京都市固定資産評価要領」（以下「本件要綱・要領」という。）は、本市情報公開コーナーにおいて、「一般の利用に供することを目的として管理」されており、何人でも自由に閲覧し、また、備え付けのコピー機で写しを入手することも可能であることから、条例第2条第2号にいう「公文書」には該当しないことから、却下処分を行った。</p> <p>2 審査申出に係る手続等については、地方税法及び行政不服審査法により、その審理に必要な資料の閲覧その他の諸手続が定められており、本件請求においては直接関係がない。</p> <p>なお、異議申立人が主張する審査申出に係る照会制度は、審査申出に係る物件の評価に関係する評価資料の開示を定めたものであって、本件請求のような評価要綱及び同要領の全部の開示を対象にしているものではない。</p>
不服申立人の主張	<p>1 京都市のいう「図書館その他の本市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの」は、開庁時間以外にも、次のような一般的かつ簡易に、閲覧並びに取得が可能なものに限るべきである。①京都市内の公立図書館等で、閲覧複写をできるように京都市が提供する。②京都市情報館ホームページで、閲覧やダウンロードができるようにする。③京都市が直接通信販売する。④書店に販売委託し、実費販売若しくは取寄せできるようにする。</p> <p>固定資産評価の審査申出に必要なため、本件要綱・要領の複写請求をしたところ、情報公開コーナーにおいて、閲覧資料としているので開庁時間に来て自分で複写してもらいたいと却下処分があった。職業を持つ者に仕事を休んで複写することを要求することは、審査申出等を制限するための手続である。</p> <p>情報提供を制限するこの却下処分は、権利保護と情報公開の趣旨に反するので、不適法である。</p> <p>2 平成12年3月31日付けの理財局税務部固定資産税課「審査申出に係る市町村長に対する照会制度の取り扱いについて（通知）」により、区役所固定資産税課に「審査申出に関する事項照会書」にて請求すれば、2週間以内に必要な固定資産評価要綱・要領等の開示できる資料についてはコピーにて回答する旨規定しているにもかかわらず、京都市の職員からこの文書の趣旨に立った説明も「審査申出に関する事項照会書」の用紙交付も受けていない。</p>
審査会の判断	<p>本件要綱・要領の管理方法について実施機関に確認したところ、条例第2条第2号イで規定する「本市の施設」である京都市情報公開コーナーに配架されており、何人でも自由に閲覧し、また、写しの入手ができるよう、同コーナーにコピー機が備え付けられていることから、「一般の利用に供することを目的として管理」されていることが認められる。</p> <p>したがって、条例第2条第2号イの規定によって、同号にいう公文書公開請求の対象となる「公文書」に当たらないため、実施機関が行った公文書公開請求却下処分は違法又は不当であるとは認められない。</p>